

香川県立保健医療大学図書館相互利用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は香川県立保健医療大学図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第17条及び第22条の規定に基づき、香川県立保健医療大学図書館（以下「図書館」という。）と他大学の図書館等（以下「学外機関」という。）との間で行われる図書館資料（以下「資料」という。）の現物貸借及び文献複写（以下「相互利用」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(相互利用の範囲)

第2条 相互利用は、次の各号に掲げる場合に限って行うことができる。

- (1) 利用規程第5条第1号及び第2号に該当する者が、教育研究活動及び修学に必要なとする場合
- (2) 学外機関のうち国立情報学研究所が実施する ILL 文献複写等料金相殺サービス（以下「料金相殺サービス」という。）加入機関が図書館の所蔵する資料をその業務上必要とする場合

(相互利用の依頼)

第3条 利用規程第5条第1号及び第2号に該当する者は、学外機関の所蔵資料の相互利用を希望する場合は、次の各号のとおり申し込みを行ない、図書館長（以下「館長」という。）の承認を得なければならない。

- (1) 利用規程第5条第1号に該当する者は、「文献相互利用申込書（教職員用）」又は図書館のオンラインシステムにより館長に申し込むものとする。
 - (2) 利用規程第5条第2号に該当する者は、「文献相互利用申込書（学生用）」により館長に申し込むものとする。
- 2 前項の館長の承認を受けた者（以下「申込者」という。）は、借受資料を所蔵機関の指示に従って利用しなければならない。
- 3 申込者は、借受資料を紛失し、又は損傷した場合には、直ちにその旨を館長に届け出るとともに、その指示に従って損害を賠償しなければならない。
- 4 複写物の利用に伴い、著作権法（昭和45年法律第48号。以下同じ。）上の問題が生じた場合は、申込者がその責任を負うものとする。

(相互利用の受付)

第4条 料金相殺サービス加入機関は、図書館の所蔵資料の相互利用を申し込む場合は、国立情報学研究所のNACSIS-ILLシステムにより行い、館長の承認を得なければならない。

- 2 前項において、貸出の期間、冊数及び対象資料は次のとおりとする。
- (1) 期間 搬送に要する期間を含めて21日以内
 - (2) 冊数 3冊以内

(3) 対象資料 利用規程第 14 条に規定する貸出禁止資料以外のもの

- 3 第 1 項の館長の承認を受けた機関（以下「申込機関」という。）は、貸出資料を紛失し、又は損傷した場合には、直ちにその旨を館長に届け出るとともに、その指示に従って損害を賠償しなければならない。
- 4 資料の搬送は、原則として書留郵便で行うものとする。
- 5 複写物の利用に伴い、著作権法上の問題が生じた場合は、申込機関を通じて複写物の提供を受けた者がその責任を負うものとする。

(申込みの制限)

第 5 条 館長は、第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の承認にあたり、次の各号のいずれかに該当する場合には、相互利用の申込みを制限し、又は断ることができる。

- (1) 図書館の処理能力を超える申込みがあった場合
- (2) 相互利用により損傷する恐れのある図書館の所蔵資料に申込みがあった場合
- (3) 著作権法に認められた範囲を逸脱した複写の申込みがあった場合
- (4) 複写の禁止が定められている場合
- (5) その他館長が特別な理由があると認めた場合

(費用の納付等)

第 6 条 申込者は、料金相殺サービス加入機関に対して、私費により申し込んだ場合は、当該機関の規定する文献の複写料金及び郵送料金を合算した金額又は資料の搬送に要した郵送料金を、図書館において納付するものとする。

- 2 申込者は、料金相殺サービス未加入機関に対して、私費により申し込んだ場合は、当該機関の規定する文献の複写料金及び郵送料金を合算した金額又は資料の搬送に要した郵送料金を当該機関に支払うものとする。
- 3 申込機関は、相互利用に係る費用を、料金相殺サービスの規定により次の各号のとおり納付するものとする。
 - (1) 文献複写の場合は、別表に規定する複写料金及び郵送料金を合算した金額を納付するものとする。
 - (2) 現物貸借の場合は、資料の搬送に要した郵送料金を納付するものとする。
- 4 納付された料金は、還付しない。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、相互利用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 複写料金

種 別	複 写 料 (A 3 判 1 枚につき)	備 考
電子複写方式	10 円	A 3 判以下の用紙を使用する場合も同一料金とする。